



八 監 第 1 9 2 号

令 和 4 年 8 月 1 9 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和3年度監査（総務部）の結果に基づき又は当該監査の結果
を参考として講じた措置の公表について

令和3年12月28日付け八監第412号により提出した令和3年度監査
（総務部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置につい
て、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありま
したので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

| 対象機関 | 区分 | 所見及び措置内容 |
|-------------------------|------|---|
| コミュニティ推進課（市民活動サポートセンター） | 指摘事項 | <p>1 物品設備利用収入に係る収納手続について</p> <p>【所見】 市民活動サポートセンターにおける物品設備利用収入（印刷機使用料及び複写料）について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第35条第1項の規定による指定金融機関等への払込時期に関して、特別の事情がある場合として、週1回から2回の払込みが認められていたが、一部で週1回の最低限の払込みが行われていなかった。 また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な収納事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 市民活動サポートセンターにおける収納事務において、収納予定日の確認を実務担当者与管理職等による二重チェックを行うことにより、チェック体制の強化を図りました。 また、担当者による収納が困難な場合には、代替班員での対応を行うことで、収納事務の漏れがないように努めており、再発防止策を講じています。</p> |
| 戸籍住民課 | 指摘事項 | <p>1 契約事務の手続について</p> <p>【所見】 資源ごみ回収運搬処理業務委託について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第140条、第141条第1項第3号及び第145条の規定により、随意契約として、一人の者から見積書を徴取の上、契約書又は請書により契約を締結する必要があるが、見積書が徴取されておらず、契約が締結されていなかった。 今後は、適切な契約事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 本年度実施する資源ごみ回収運搬処理業務委託については、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第140条、第141条第1項第3号及び第145条の規定により所要の手続きを執り、契約事務を行いました。 今後は同規則に基づき、適切に事務処理を行ってまいります。</p> |